

## 諮 問 の 概 要

(医療施設調査(基幹統計調査)の変更について)

### 1 調査の目的等

医療施設調査は、医療施設(病院及び診療所をいう。以下同じ。)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

医療施設調査は、旧統計法(昭和22年法律第18号)第2条に基づく指定統計である医療施設統計(指定統計第65号)を作成するための調査として、昭和28年に創設され、昭和47年までは毎年調査が行われたが、昭和48年に調査計画が見直され、医療施設から診療体制、診療実績、医療設備等の詳細な情報を徴集する静態調査は、昭和50年以降3年周期で、都道府県等から医療施設の異動状況(新設、廃止等)に関する情報を徴集する動態調査は、昭和48年以降毎月実施することとされた。

その後、平成21年4月には、新統計法(平成19年法律第53号)が全面施行されたことに伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられ、現在に至っている。

なお、前回の静態調査は、平成20年に実施されたところである。

### 2 申請の趣旨

医療をめぐる社会情勢や施策の動向、報告者負担等を踏まえ、主に静態調査において、調査事項の変更を行うほか、報告者負担軽減の観点から、静態調査において、調査方法を多様化する。

### 3 主な申請内容

#### (1) 調査事項の変更

##### ア 調査事項の追加

##### (ア) 産科、小児・周産期医療に関連する調査事項の追加

産科、小児・周産期医療に係る施策の検討に要する資料を得るため、「助産師外来の有無」、「新生児治療回復室(GCU)の病床数及び取扱患者延べ人数」、「院内助産所の有無」等を静態調査の調査事項として追加する。

##### (イ) 医療安全に関連する調査事項の追加

医療安全に係る施策の検討に要する資料を得るため、「内服薬処方せんにおける分量の記載方法の規定状況」及び「院内感染防止対策の専任担当者の有無及び人数」を静態調査の調査事項として追加する。

(ウ) その他の医療施策上の需要に応じた調査事項の追加

医師不足対策等の様々な施策の検討に要する資料を得るため、「医師事務作業補助者の有無及び人数」、「陰圧室の病床数及び取扱患者延べ人数」、「新人看護職員研修の状況」等を静態調査の調査事項として追加する。

イ 調査事項の削除

(ア) 行政記録情報等の活用による調査事項の削除

行政記録情報等を活用することにより、従来、静態調査で調査事項とされていた「療養病床（介護保険適用分）数」、「入院患者への薬剤管理指導の回数」、「地域医療支援病院、災害拠点病院等への該当の有無」、「健診・保健指導の実施状況」、「食道がん、胆嚢がん手術等の件数」等を削除する。

(イ) 引き続き把握する必要性が低い調査事項の削除

これまでの調査でおおむね実態が把握できており、上記アの調査事項の追加による報告者負担の増加を考慮した場合、引き続き調査する必要性が相対的に低いと考えられることから、従来、静態調査で調査事項とされていた「診療録管理専任従事者の有無及び人数」、「定期的な臨床病理学的症例検討会（CPC）の実施の有無」等を削除する。

(2) 調査方法の変更

静態調査においては、従来、調査票の配布及び回収を郵送のみで行っていたが、調査票の作成及び提出方法を多様化し、報告者負担を軽減させるため、静態調査のうち病院票において、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入する。